

真鶴町バナー広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、真鶴町有料広告掲載に関する要綱（平成20年真鶴町告示第38号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、真鶴町がインターネット上に公開しているホームページへのバナー広告（以下「広告」という。）掲載基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の場所)

第2条 掲載する広告は、真鶴町、真鶴町議会、真鶴地域情報センター、真鶴町国民健康保険診療所、真鶴町立中川一政美術館、真鶴町立図書館、真鶴魚座及び海の学校のホームページのトップページとする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、別表1のとおりとし、アニメーション等動きのあるものは不可とする。

(掲載の期間)

第4条 掲載期間は1月を単位とし、1年までの複数月にわたる掲載も可能とする。

2 掲載の始期は掲載開始日の午前から、終期は掲載終了日の午後までとする。

(広告掲載料の納入)

第5条 要綱第7条の規定による広告掲載料の納入は、広告掲載希望日の15日前までに一括で納入しなければならない。

2 掲載料は、別表2のとおりとする。

(広告掲載の申込み等)

第6条 要綱第5条第1項の規定による申込みは、広告掲載希望日（継続で掲載する場合にあっては初回掲載日（以下同じ。））の30日前までに町長に申し込まなければならない。ただし、町長が特に認めたものはこの限りでない。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告原稿は電子データとし、町が指定する方法で広告掲載希望日の15日前までに成果物を提出する。ただし、やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。

(広告原稿のデザイン作成)

第8条 広告原稿のデザインは、ホームページ全体のイメージを損なうことのないようなものとしなければならない。

2 広告のデザイン等に関する基準は、前項により時宜に応じたアドバイスをもってその基準とすることができる。

附 則

この基準は、平成20年12月24日から施行する。

別表1（第3条関係）

種類	バナー規格
真鶴町ホームページ 真鶴町立中川一政美術館ホームページ 真鶴魚座ホームページ 真鶴町議会ホームページ 真鶴地域情報センターホームページ 真鶴町国民健康保険診療所ホームページ 真鶴町立図書館ホームページ 海の学校ホームページ	JPEG形式 横120ピクセル×縦60ピクセル 容量15KB以内

別表2（第5条関係）

種類	掲載料（1枠）		
	1ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
真鶴町ホームページ 真鶴町立中川一政美術館ホームページ 真鶴魚座ホームページ	5,000円	27,500円	50,000円
真鶴町議会ホームページ 真鶴地域情報センターホームページ 真鶴町国民健康保険診療所ホームページ 真鶴町立図書館ホームページ 海の学校ホームページ	3,000円	16,500円	30,000円